

第5回埼玉県指定出資法人あり方検討委員会 次第

日時：令和7年3月25日（火）

15:05～

場所：庁議室

- 1 開会
- 2 議事
報告の取りまとめ（最終案）
- 3 知事への報告書提出・報告書の概要説明
- 4 挨拶
- 5 閉会

第5回埼玉県指定出資法人あり方検討委員会

【委員名簿】

五十音順・敬称略

No.	氏名	主な役職・経歴	備考
1	伊藤 伸	(一社)構想日本総括ディレクター、デジタル庁参与	
2	伊藤 麻美	日本電鍍工業(株) 代表取締役	
3	鎌田 竜彦	公認会計士(鎌田公認会計士事務所)	
4	栗田 美和子	(株)デリモ 代表取締役社長	
5	穴戸 信敏	元県環境部長、元川越市副市長	
6	中澤 和美	弁護士(浦和はやと法律事務所)	
7	林 直樹	(株)さいたまアリーナ 元代表取締役社長	
8	藤田 由紀子	学習院大学法学部政治学科 教授	委員長
9	松川 晃代	(株)東立製作所 代表取締役社長	

【県出席者】

No.	氏名	職名
1	大野 元裕	知事
2	中山 貴洋	企画財政部長
3	都丸 久	企画財政部 政策・財務局長
4	藤井 大司	企画財政部 行政・デジタル改革課長
5	上田 真臣	企画財政部 行政・デジタル改革課副課長
6	秋穂 進也	企画財政部 行政・デジタル改革課主幹
7	新井 裕美	企画財政部 行政・デジタル改革課主査

埼玉県指定出資法人のあり方に関する報告書(案)

報告書の構成

0 はじめに

指定出資法人を取り巻く状況、会議設置の背景 など

1 検討の対象とする法人

指定出資法人一覧、指定出資法人とは

2 検討の経過

委員会・事前ヒアリングの開催概要

3 検討の考え方

(1)事業のあり方検討

① 対象事業の選定

② 検討の視点

ア 事業実施の必要性はあるか

イ 誰が実施すべきか

ウ 現在の執行方法は適切か

(2)組織のあり方検討

検討の視点 など

4 検討の結果一覧

(1)事業のあり方検討結果

(2)組織のあり方検討結果

5 各法人の検討結果

6 今後の取組について

【参考資料】

- ・ 埼玉県指定出資法人あり方検討委員会設置
- ・ 指定出資法人が実施する事業の状況
- ・ 埼玉県による指定出資法人の組織形態の課題等に関する点検の結果

4 検討の結果一覧 (1)事業のあり方検討結果 (2)組織のあり方検討結果

法人No.	法人名	事業のあり方検討結果		組織のあり方検討結果
1	(株)秩父開発機構	秩父ミュージックパーク指定管理業務	事業主体の見直しを検討すべき	出資法人への関与の廃止を検討すべき
		埼玉県長瀬射撃場指定管理業務	事業の廃止または再構築を検討すべき	
2	埼玉新都市交通(株)	-(対象事業なし)	-	存続
3	埼玉高速鉄道(株)	-(対象事業なし)	-	存続
4	(公財)いきいき埼玉	県民活動総合センター管理事業	事業の廃止または再構築を検討すべき	(公財)埼玉県国際交流協会との統合を検討すべき
		埼玉未来大学運営事業	事業の執行方法の見直しを検討すべき	
		シニアパワーステーション支援事業	現行どおり	
		高齢者いきいきライフ推進事業費	事業の執行方法の見直しを検討すべき	
5	(公財)埼玉県芸術文化振興財団	県立文化施設管理事業費	事業主体の見直しを検討すべき	(公財)埼玉県産業文化センターとの統合を検討すべき
6	(公財)埼玉県国際交流協会	グローバル人材育成センター埼玉事業	事業主体の見直しを検討すべき	(公財)いきいき埼玉との統合を検討すべき
		外国人総合相談センター設置事業	事業主体の見直しを検討すべき	
		彩の国さいたま国際協力基金助成事業	事業の執行方法の見直しを検討すべき	
7	(公財)埼玉県消防協会	表彰事業	事業の執行方法の見直しを検討すべき	存続
		普及啓発・活性化事業	事業の執行方法の見直しを検討すべき	
8	(公財)さいたま緑のトラスト協会	緑のトラスト保全地 保全管理・運営事業	事業主体の見直しを検討すべき	法人の廃止を検討すべき
		さいたま緑のトラスト基金 募金・広報活動事業	事業主体の見直しを検討すべき	
9	(福)埼玉県社会福祉事業団	嵐山郷指定管理事業	現行どおり	存続
		障害者支援施設運営事業(あげお・花園・皆光園・そうか光生園・あさか向陽園)	現行どおり	
		児童養護施設指定管理事業(上里学園・おお里・いわつき)	現行どおり	
		障害者交流センター指定管理事業	現行どおり	
		障害者歯科診療所指定管理事業(皆光園・そうか光生園・あさか向陽園)	現行どおり	

4 検討の結果一覧 (1)事業のあり方検討結果 (2)組織のあり方検討結果

法人No.	法人名	事業のあり方検討結果		組織のあり方検討結果
10	(公財)埼玉県生活衛生営業指導センター	生活衛生関係営業対策事業	事業の執行方法の見直しを検討すべき	存続
11	(公財)埼玉県産業文化センター	ビル貸出管理事業(会議室・展示場)	事業の執行方法の見直しを検討すべき	(公財)埼玉県芸術文化振興財団との統合を検討すべき
		駐車場管理事業	事業の執行方法の見直しを検討すべき	
		ホール管理事業	事業の執行方法の見直しを検討すべき	
		テナント・受託施設管理事業	現行どおり	
12	(公財)埼玉県産業振興公社	創業・ベンチャー支援事業費	現行どおり	存続
		次世代ものづくり産業イノベーション支援事業	現行どおり	
		埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点運営業務	現行どおり	
		県内企業デジタルトランスフォーメーション推進事業	現行どおり	
		BCP策定支援事業	現行どおり	
13	(公社)埼玉県農林公社	分収林事業	事業の執行方法の見直しを検討すべき	存続
		基盤整備事業	現行どおり	
		県営林受託事業	現行どおり	
		種苗センター管理事業	現行どおり	
		農地中間管理事業	現行どおり	
14	埼玉県道路公社	有料道路事業	現行どおり	存続
		県受託事業	現行どおり	
15	埼玉県土地開発公社	あっせん等事業(用地取得あっせん等事業)	現行どおり	存続
		困難案件	現行どおり	
16	(一財)埼玉県河川公社	マリーナ事業	事業主体の見直しを検討すべき	法人の廃止を検討すべき
17	(株)さいたまアリーナ	スーパーアリーナ等管理運営業務	現行どおり	存続

4 検討の結果一覧 (1)事業のあり方検討結果 (2)組織のあり方検討結果

法人No.	法人名	対象事業のあり方検討結果		組織のあり方検討結果
18	(公財)埼玉県公園緑地協会	公園等施設管理運営事業(しらこぼと公園・川越公園・加須はなさき公園)	事業主体の見直しを検討すべき	存続
		公園等施設管理運営事業(秋ヶ瀬公園)	事業主体の見直しを検討すべき	
		公園等施設管理運営事業(こども動物自然公園)	事業の執行方法の見直しを検討すべき	
		公園等施設管理運営事業(熊谷スポーツ文化公園)	事業の執行方法の見直しを検討すべき	
		公園等施設管理運営事業(埼玉スタジアム2002)	事業の執行方法の見直しを検討すべき	
19	埼玉県住宅供給公社	県営住宅等管理受託事業	現行どおり	存続
		住宅相談業務受託事業	現行どおり	
20	(株)さいたまりバーフロンティア	ゴルフ場の運営・管理	事業主体の見直しを検討すべき	出資法人への関与の廃止を検討すべきだが、現在の状況から県の判断を尊重
21	(公財)埼玉県下水道公社	流域下水道維持管理運営事業(流域分)	現行どおり	存続
		流域下水道建設改良事業(荒川左岸南部・荒川左岸北部・荒川右岸・中川下水道事務所分)	現行どおり	
		再生水事業	現行どおり	
22	(公財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団	発掘調査・整理報告書作成事業	現行どおり	存続
		埋蔵文化財保存活用事業	事業の執行方法の見直しを検討すべき	
23	(公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター	公益目的事業1(広報啓発活動、地域及び職域における組織の結成及び活動の促進を図ること等)	事業の執行方法の見直しを検討すべき	存続

6 今後の取組について

本報告書は、限られた時間と情報の中で検討を行い、我々委員の立場から今後の指定出資法人の改革の方向性について示したものである。

今後埼玉県においては、本報告書の内容を踏まえ、遅くとも令和7年度内に改革の具体的な実施方針を策定した上で、出資法人改革に取り組まれることを期待する。

本報告書において検討を求めるものは、速やかに見直しを行うべきものから中長期的な視点に立って見直しを行うべきものなど様々である。各指定出資法人が実施する事業及び法人組織は、時代の変化に取り残されているといった印象を受けるものも多くあり、埼玉県及び各指定出資法人においては、その状況に危機感を持ち、将来の展望を踏まえて検討を進めていく必要がある。乗り越えなければならない課題も多くあるものと思われるが、計画を立て、数値目標等を設定し、それに対する評価を繰り返すことで、時代の変化に合わせた改革が着実に行われるよう、進取の精神を持って迅速に取組を進めるべきである。なお、事業のあり方検討において「現行どおり」と判定した事業、また組織のあり方検討において「存続」と判定した法人についても、それは単に現状維持を望むというのではなく、時代の変化に合わせて常に見直しを行ってほしい。少子高齢化等を背景に人手不足など様々な課題に直面する中で、指定出資法人が引き続き県の業務の補完的・代替的機能を果たしていくためには、埼玉県としてもこれらの課題に対する対応方針を示していく必要がある。

最後に、本報告書の内容が着実に実行され、改革が先延ばしにされることのないよう、埼玉県及び各指定出資法人における熟慮断行を切に願う。

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 出資法人の指導監督等に関する要綱第9条に基づき、指定出資法人のあり方について専門的な見地から提言を得るため、「埼玉県指定出資法人あり方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、知事に提言する。

- (1) 指定出資法人が実施する事業のあり方に関すること
- (2) 指定出資法人の組織のあり方に関すること
- (3) その他指定出資法人のあり方に関すること

(組織)

第3条 委員会は、法人経営等について優れた見識を有する者のうちから、知事が依頼する委員9名以内で組織する。

2 委員の任期は、前条に掲げる事項について、知事に提言する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 やむを得ない理由により会議を欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、あらかじめ書面により意見を提出することができる。
- 4 前項により提出された委員の意見は、委員が会議に出席したものとみなしてその意見を取り扱う。

(会議の公開・非公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、会議の公平かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合には、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

(指定出資法人の事業等に関する調査)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員に対し、指定出資法人の事業等に関する調査を行い、委員会に報告するよう求めることができる。

2 委員が、前項の調査を行った場合は、会議に出席したときと同様に取り扱う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部行政・デジタル改革課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月24日から施行する。